

事務処理の流れについて

1. 毎月の事務

日	事務内容	
～20日頃	各届出書類の受付（随時）	市社協は当月分各届出書類の情報をシステムに入力。 ※申請、変更がある際は速やかに届出書類を提出してください。
25日頃		市社協は当月分の「施設負担金・個人掛金明細書」を各施設へ送付。 ※当該明細書で、加入職員の加入・休職・復職・氏名変更・退職等の処理が適切に行われているかを確認してください。 ※各施設へ当該明細書を送付するため、加入者情報等のシステム処理を20日頃までに行っています。処理日を超えて提出された届出書類の情報は当月分の明細書には更新されていません。更新後の明細書は施設負担金・個人掛金請求時に送付します。

2. 通年の事務

～4月5日頃 「施設負担金累計額一覧表加入者明細」「加入者別退職給与引当金要支給額一覧表」を4月20日頃に各施設へ送付するため、以下の届出書類を提出してください。【締切厳守】 【3月31日以前の】加入/復職/継続加入/氏名変更届 【3月1日以前の】退職/休職届
4月20日頃 市社協は「施設負担金累計額一覧表加入者明細」「加入者別退職給与引当金要支給額一覧表」を各施設へ送付。 ※「施設負担金累計額一覧表加入者明細」をもとに、前年度前期施設負担金・個人掛金納入額との差額を前年度会計で「未払処理」してください。市社協においても差額と同額を「未収処理」しています。 ※「加入者別退職給与引当金要支給額一覧表」をもとに、前年度会計で「引当金処理」してください。

5月上旬

「前年度後期施設負担金・個人掛金請求書」を各施設へ送付。

※前年度後期施設負担金・個人掛金請求額根拠(①+②)を請求します)

⇒①前年度後期分(11月～3月)施設負担金・個人掛金合計額

⇒②前年度前期分(4月～10月)請求以降、同期間内に係る各届出書類の提出等により変動の
あつた施設負担金・個人掛金合計額

※未払処理した前年度後期施設負担金・個人掛金を前年度会計でお支払ください。

9月10日頃

「施設負担金・個人掛金変更調書」を各施設へ送付。

※年1回、給与月額の設定を10月に行います。

※当年度10月1日現在の「本年度本俸改定月額」「職名」を記入し、本会まで送付してください。

10月5日頃

「施設負担金・個人掛金変更決定通知書」を10月20日頃に各施設へ送付するため、
以下の届出書類を提出してください。

施設負担金・個人掛金変更調書

【9月までの】加入/復職/継続加入/氏名変更/退職/休職届

10月20日頃

「施設負担金・個人掛金変更決定通知書」を各施設へ送付。

※当該通知書の記載事項に誤りがないか確認してください。

10月25日頃

「施設負担金・個人掛金変更決定通知書」の確認締切。

また、「当年度前期施設負担金・個人掛金請求書」を11月10日頃に各施設へ送付するため、
以下の届出書類を提出してください。

【10月の】加入/復職/継続加入/氏名変更/退職/休職届

11月10日頃

「当年度前期施設負担金・個人掛金請求書」を各施設へ送付。

退職以外の各種届出について

1. 共通事項

- ・ 加入職員の情報更新のため、「加入」「復職」「継続加入」「氏名変更」「休職」等の申請・変更がある際は速やかに届出書類を提出してください。
- ・ 各種様式は申請様式集をコピーまたは本会ホームページからダウンロードしてご利用ください。
- ・ 各届出書類の提出の際は、必ず施設においてもコピーを取り、保管してください。

2. 加入対象者について

(加入資格)

規程第21条 この共済事業の加入者は、次に掲げるすべての資格を有する者であることを要件とする。

- (1) 第4条2号に定める事業主に雇用されている者で就業規則、労働協約などにより、退職手当金の受益者とされた者
- (2) 有給専従者(ただし、1年未満の期間を定めて使用されている者は除く)
- (3) 事業主が加入を承認した者

※市社協共済では、規程第21条の要件を満たしていることが加入条件であるため、退職金規程に正規職員以外の職員も支給対象とする旨を明記しているのであれば加入対象となります。

※加入申込を行う場合、「職員加入申込書」をご提出ください。

(よくある質問)

Q: 4月1日付で雇用形態が変わり、勤務時間が短くなりましたが、加入は継続できますか？

A: 退職金支給対象であれば可能です。

ただし、給与月額の変更に伴って10月に行いますので、この例の場合、4月～9月の間は雇用形態が変更する前の給与月額に基づいた施設負担金・個人掛金が請求されます。

3. 給与月額について

(給与の定義)

規程第25条 この共済事業における給与とは、加入者の勤務の対価として受ける本給とする。

※ここでいう本給では、特殊業務手当や資格手当、調整手当等を含みません。

(よくある質問)

Q: 日給月給制である職員が本制度に加入する場合、給与月額をどのように算定すればよいですか？

A: 以下を参考に算定してください。(賃金、時間、日数は雇用契約に基づきます。)

- ・ 日給(本俸に相当する額で交通費等を含まない額)が7,500円の職員の場合
→7,500円(日給)×20日=150,000円
- ・ 時給が850円で1日8時間勤務の職員の場合
→850円(時給)×8時間(1日の労働時間)×15日=102,000円

4. 継続加入について

(加入期間)

規程第31条3 加入者が退職し、給付金請求せずに、退職日から1ヶ月以内に他の施設の職員となったときは、加入期間を通算することができる。

※上記条文は「現在、勤務している施設を退職(法人内施設間異動含む)し、1ヶ月以内に市社協共済に加入している他の施設に就職(法人内施設間異動含む)する場合、継続して加入することができる」ことを指します。

※退職手当給付金の請求や支給が既に済んでいる場合は、加入期間を通算することができません。

※加入期間を通算する場合、「継続加入申込書」をご提出ください。

(よくある質問)

Q:A施設を7月10日付で退職し、B施設に7月20日付で就職した職員がおり、加入期間通算のため、「継続加入申込書」を提出しました。7月分の施設負担金・個人掛金はA、Bどちらの施設でかかりますか？

A:7月分はA施設にかかります。8月分からB施設でかかることになります。

5. 休職・復職について

(加入者の休職及び復職)

規程第34条 加入者が休職する場合は、掛金を中断することができる。この場合、共済契約者又は共済契約代行者を通じて届出をしなければならない。

2 前項の休職者が復職する場合、加入者は共済契約者又は共済契約代行者を通じて届出をしなければならない。

※休職期間中は施設負担金・個人掛金はかからず、退職手当給付金の算定期間からも除かれます。

※休職、復職の手続きを行う場合、「休職・復職・氏名変更届」をご提出ください。

なお、休職、復職と氏名変更の内、複数同時に生じた場合、2枚以上に分けてご提出ください。

(例)休職+復職:2枚 休職+復職+氏名変更:3枚

6. 氏名変更について

加入職員の氏名が変更となる場合、「休職・復職・氏名変更届」をご提出ください。

なお、休職、復職と氏名変更の内、複数同時に生じた場合、2枚以上に分けてご提出ください。

(例)休職+復職:2枚 休職+復職+氏名変更:3枚

退職時の手続きについて

(給付金の種類)

規程第27条 加入者が、第24条第1号、第2号及び第3号によりその資格を喪失したときは、退職したものとす。

(加入資格の喪失)

規程第24条 次に掲げる事由に該当したときは、加入者の資格を喪失する。

- (1) 退職したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 第21条の要件を欠いたとき
- (4) 施設負担金及び個人掛金をひきつづき1年以上納入しなかったとき

1. 退職手当給付金送金までの流れ

- ①施設は市社協共済の「退職手当給付金請求書・退職届」を市社協へ提出します。
※市社協は平成28年1月より福祉医療機構共済関係書類の提出先ではなくなりました。
- ②市社協は「退職手当給付金請求書・退職届」受領後、退職手当給付金の送金日を決定し、以下の書類を送付します。
施設宛:送金通知、給付決定通知、源泉徴収票
退職者宛:支給通知
- ③施設は源泉徴収票(受給者交付用)を退職者へ渡します。
- ④市社協は「退職手当給付金請求書・退職届」受領後1ヶ月以内で、法人、施設が指定した金融機関口座へ退職手当給付金を送金します。

2. 「退職所得の受給に関する申告書」について

退職金の支払を受けるときまでに、「退職所得の受給に関する申告書」を退職金の支払者に提出している方は、源泉徴収だけで所得税および復興特別所得税の課税関係が終了(分離課税)しますので、原則として確定申告をする必要はありません。

「退職所得の受給に関する申告書」を提出していない方は、退職金の収入金額から一律20.42%の所得税及び復興特別所得税が源泉徴収されますので、確定申告で精算することになります。

退職手当等の支払者は、税務署長から特に提出を求められた場合以外は、税務署への提出の必要はありません(退職手当等の支払者が保管することになっています。)

(国税庁HPより)

※なお、市社協共済の退職手当給付金の支払者は事業主を指します。よって、事業主は退職者から提出された申告書を保管し、必要に応じて税務処理を行う必要があります。詳細は、税務署又は国税庁HP等でご確認ください。

3. 死亡退職について

遺族に支払われる退職金は退職所得となりませんので、所得税法に定める手続き(源泉徴収票及び退職所得申告書)は必要ありません。

ただし相続税の対象となり、相続額に応じて遺族等が直接税務署へ申告納付することになります。

退職手当給付金について

1. 退職手当給付金額の計算方法

(平均標準給与の月額及び日額)

規程第32条 平均標準給与の月額は、休職期間を除いた加入期間の標準給与月額 of 総合計額を加入期間で除した額とする。

2 平均標準給与の日額は、前項の額の30分の1に相当する額とする。

(給付金の算定方法)

規程第30条 給付金の額は、平均標準給与の日額に、加入期間に応じて別表第2に定める日数を乗じた金額とする。

算定方法は以下のとおりです。

標準給与月額の総合計額 ÷ 加入月数 ÷ 30(日額換算) = 標準給与日額

標準給与日額 × 加入期間に応じて規程「別表第2」に定める日数 = 退職手当給付金額

2. 退職手当給付金が支給されないケース(個人掛金の返還のみ)

(給付金の不支給)

規程第33条 加入期間1年未満による退職の場合は、給付金を支給しない。

2 懲戒解雇による退職の場合で、退職金不支給の場合は、給付金を支給しない。

3 前2項の場合であっても、個人掛金は、共済契約者又は共済契約代行者から退職者に返還することとする。

社会福祉法人会計基準による仕訳

【C/F】 資金収支計算書
【P/L】 事業活動計算書
【B/S】 貸借対照表

事業活動計算書と貸借対照表をメインの仕訳とします。

資金がともなう場合は、資金収支計算書による仕訳も並行して行う必要があります。

ここでは事業一資金法により仕訳例を掲載しております。

会計仕訳の年度スケジュール

当年度	仕訳の発生する要因
期首	市社協へ前年度後期個人掛金・施設負担金の納付
期中	加入職員から個人掛金の徴収
	市社協より退職手当給付金を施設へ振込
	退職手当給付金を退職者へ支払
	退職一時金が支給されない退職者へ個人掛金を返還
	加入職員の施設間異動
11月	市社協へ当年度前期個人掛金・施設負担金の納付
期末	当年度分の退職給与引当金を計上

① 加入職員から個人掛金の徴収

個人掛金額

100円（1人1ヶ月あたり）

（個人掛金の徴収）

【B/S】資産の部 大区分－流動資産 （借方） 現金預金 100円	【B/S】負債の部 大区分－流動負債 （貸方） 職員預り金 100円
--	---

② 市社協へ個人掛金・施設負担金の納付(年2回、11月、4月に支払)

①施設負担金額	120円(1人1ヶ月あたり)
②前年度後期分4月請求個人掛金合計	500円(1人あたり11～3月の5ヶ月分)
③前年度後期分4月請求施設負担金合計	600円(1人あたり11～3月の5ヶ月分)
④当年度前期分11月請求個人掛金合計	700円(4～10月の7ヶ月分)
⑤当年度前期分11月請求施設負担金合計	840円(4～10月の7ヶ月分)

〔4月〕前年度後期分個人掛金・施設負担金

(個人掛金分の支払)

【B/S】負債の部 大区分－流動負債 (借方) 職員預り金 500円	【B/S】資産の部 大区分－流動資産 (貸方) 現金預金 500円
--	---

(施設負担金分の支払)

【B/S】資産の部 大区分・中区分－その他の固定資産・退職給付引当資産 (借方) 退職共済預け金 600円	【B/S】資産の部 大区分－流動資産 (貸方) 現金預金 600円
---	---

(資金収支計算書の仕訳例)

【C/F】その他の活動による収支(支出) 大区分・中区分－積立資産支出・退職給付引当資産支出 (借方) 退職共済預け金支出 600円	【C/F】 (貸方) 支払資金 600円
--	---------------------------------------

※資金収支計算書の仕訳の際には「支払資金」を相手科目として用いています

〔11月〕当年度前期分個人掛金・施設負担金

(個人掛金分の支払)

【B/S】負債の部 大区分－流動負債 (借方) 職員預り金 700円	【B/S】資産の部 大区分－流動資産 (貸方) 現金預金 700円
--	---

(施設負担金分の支払)

【B/S】資産の部 大区分・中区分－その他の固定資産・退職給付引当資産 (借方) 退職共済預け金 840円	【B/S】資産の部 大区分－流動資産 (貸方) 現金預金 840円
---	---

(資金収支計算書の仕訳例)

【C/F】その他の活動による収支(支出) 大区分・中区分－積立資産支出・退職給付引当資産支出 (借方) 退職共済預け金支出 840円	【C/F】 (貸方) 支払資金 840円
--	---------------------------------------

③ 退職手当給付金を受領した時(市社協から施設への入金)

Aの場合 「施設負担金累計額」 > 「退職一時金額」

「実支給額」	200円(施設の口座に振り込まれる金額)
①個人掛金累計額	80円
②施設負担金累計額	130円
③退職一時金額	120円(実支給額から個人掛金累計額を差し引いた額)
④前期末退職給与引当金	100円(前期末時点で負債計上している引当金額)

Bの場合 「施設負担金累計額」 < 「退職一時金額」

「実支給額」	310円(施設の口座に振り込まれる金額)
①個人掛金累計額	100円
②施設負担金累計額	150円
③退職一時金額	210円(実支給額から個人掛金累計額を差し引いた額)
④前期末退職給与引当金	200円(前期末時点で負債計上している引当金額)

以下上段A, 下段Bの場合

(個人掛金分の市社協からの入金)

A	【B/S】資産の部 大区分—流動資産 (借方) 現金預金 80円	【B/S】負債の部 大区分—流動負債 (貸方) 職員預り金 80円
B	【B/S】資産の部 大区分—流動資産 (借方) 現金預金 100円	【B/S】負債の部 大区分—流動負債 (貸方) 職員預り金 100円

(施設負担金分の仕訳)

A	【B/S】資産の部 大区分—流動資産 (借方) 現金預金 120円	【B/S】資産の部 大区分・中区分—その他の固定資産・退職給付引当資産 (貸方) 退職共済預け金 130円
	【P/L】サービス活動外増減の部(費用) 大区分—その他のサービス活動外費用 (借方) 雑損失 10円	

※ 積み立てていた「施設負担金累計額」と「退職一時金額」の差額を勘定科目「雑損失」として費用計上します

B	【B/S】資産の部 大区分—流動資産 (借方) 現金預金 210円	【B/S】資産の部 大区分・中区分—その他の固定資産・退職給付引当資産 (貸方) 退職共済預け金 150円
		【P/L】サービス活動外増減の部(収益) 大区分—その他のサービス活動外収益 (貸方) 雑収益 60円

※ 積み立てていた「施設負担金累計額」と「退職一時金額」の差額を勘定科目「雑収益」として収益計上します

(資金収支計算書の仕訳例)

A	【C/F】 (借方) 支払資金 120円	【C/F】その他の活動による収支(収入) 大区分・中区分—積立資産取崩収入・退職給付引当資産取崩収入 (貸方) 退職共済預け金取崩収入 120円
B	【C/F】 (借方) 支払資金 210円	【C/F】その他の活動による収支(収入) 大区分・中区分—積立資産取崩収入・退職給付引当資産取崩収入 (貸方) 退職共済預け金取崩収入 210円

④ 退職者に退職手当給付金を支払った時

Aの場合 「前期末退職給与引当金」 < 「退職一時金額」

「実支給額」	200円 (施設の口座に振り込まれる金額)
①個人掛金累計額	80円
②施設負担金累計額	130円
③退職一時金額	120円 (実支給額から個人掛金累計額を差し引いた額)
④前期末退職給与引当金	100円 (前期末時点で負債計上している引当金額)

Bの場合 「前期末退職給与引当金」 > 「退職一時金額」

「実支給額」	200円 (施設の口座に振り込まれる金額)
①個人掛金累計額	80円
②施設負担金累計額	130円
③退職一時金額	120円 (実支給額から個人掛金累計額を差し引いた額)
④前期末退職給与引当金	180円 (前期末時点で負債計上している引当金額)

以下上段A, 下段Bの場合

(個人掛金分の退職者への返還)

A	【B/S】負債の部 大区分—流動負債 (借方) 職員預り金 80円	【B/S】資産の部 大区分—流動資産 (貸方) 現金預金 80円
---	---	--

B	—省略—	
---	------	--

(引当金の仕訳)

A	【B/S】負債の部 大区分—固定負債 (借方) 退職給付引当金 100円	【B/S】資産の部 大区分—流動資産 (貸方) 現金預金 120円
	【P/L】サービス活動増減の部(費用) 大区分—人件費 (借方) 退職給付費用 20円	

※「退職一時金」と「退職給与引当金」の差額を勘定科目「退職給付費用」として費用計上します

B	【B/S】負債の部 大区分—固定負債 (借方) 退職給付引当金 180円	【B/S】資産の部 大区分—流動資産 (貸方) 現金預金 120円
		【P/L】特別増減の部(収益) 大区分—その他の特別収益 (貸方) 退職給付引当金戻入益 60円

※「退職一時金」と「退職給与引当金」の差額を勘定科目「退職給付引当金戻入益」として収益計上します

(資金収支計算書の仕訳例)

A	【C/F】事業活動による収支(支出) 大区分—人件費支出 (借方) 退職給付支出 120円	【C/F】 (貸方) 支払資金 120円
---	---	---------------------------------------

B	—省略—	
---	------	--

⑤ 退職一時金が支給されない場合(加入期間1年未満)

退職一時金が支給されない加入期間1年未満による退職であっても、個人掛金累計額分については、退職者に返還します(市社協から施設の口座へ送金します)

「実支給額」	20円(施設の口座に振り込まれる金額)
①個人掛金累計額	20円
②施設負担金累計額	40円
③退職一時金額	0円(実支給額から個人掛金累計額を差し引いた額)
④前期末退職給与引当金	0円(前期末時点で負債計上している引当金額)

(個人掛金分の市社協からの入金)

【B/S】資産の部 大区分－流動資産 (借方) 現金預金 20円	【B/S】負債の部 大区分－流動負債 (貸方) 職員預り金 20円
--	---

(個人掛金分の退職者への返還)

【B/S】負債の部 大区分－流動負債 (借方) 職員預り金 20円	【B/S】資産の部 大区分－流動資産 (貸方) 現金預金 20円
---	--

(施設負担金分の仕訳)

【P/L】サービス活動外増減の部(費用) 大区分－その他のサービス活動外費用 (借方) 雑損失 40円	【B/S】資産の部 大区分・中区分－その他の固定資産・退職給付引当資産 (貸方) 退職共済預け金 40円
---	--

⑥ 加入期間1年以上で、退職一時金が支給されない場合

懲戒解雇等により退職一時金が支給されない場合であっても、個人掛金累計額分については、退職者に返還します（市社協から施設の口座へ送金します）

Aの場合 「施設負担金累計額」 > 「前期末退職給与引当金」

「実支給額」	150円（施設の口座に振り込まれる金額）
①個人掛金累計額	150円
②施設負担金累計額	300円
③退職一時金額	0円（実支給額から個人掛金累計額を差し引いた額）
④前期末退職給与引当金	250円（前期末時点で負債計上している引当金額）

Bの場合 「施設負担金累計額」 < 「前期末退職給与引当金」

「実支給額」	200円（施設の口座に振り込まれる金額）
①個人掛金累計額	200円
②施設負担金累計額	400円
③退職一時金額	0円（実支給額から個人掛金累計額を差し引いた額）
④前期末退職給与引当金	450円（前期末時点で負債計上している引当金額）

以下上段A, 下段Bの場合

（個人掛金分の市社協からの入金）

A	【B/S】資産の部 大区分－流動資産 （借方） 現金預金 150円	【B/S】負債の部 大区分－流動負債 （貸方） 職員預り金 150円
B	【B/S】資産の部 大区分－流動資産 （借方） 現金預金 200円	【B/S】負債の部 大区分－流動負債 （貸方） 職員預り金 200円

（個人掛金分の退職者への返還）

A	【B/S】負債の部 大区分－流動負債 （借方） 職員預り金 150円	【B/S】資産の部 大区分－流動資産 （貸方） 現金預金 150円
B	【B/S】負債の部 大区分－流動負債 （借方） 職員預り金 200円	【B/S】資産の部 大区分－流動資産 （貸方） 現金預金 200円

（施設負担金分の仕訳）

A	【B/S】負債の部 大区分－固定負債 （借方） 退職給付引当金 250円 【P/L】サービス活動外増減の部（費用） 大区分－その他のサービス活動外費用 （借方） 雑損失 50円	【B/S】資産の部 大区分・中区分－その他の固定資産・退職給付引当資産 （貸方） 退職共済預け金 300円
B	【B/S】負債の部 大区分－固定負債 （借方） 退職給付引当金 450円	【B/S】資産の部 大区分・中区分－その他の固定資産・退職給付引当資産 （貸方） 退職共済預け金 400円 【P/L】サービス活動外増減の部（収益） 大区分－その他のサービス活動外収益 （貸方） 雑収益 50円

⑦ 施設間異動で、加入職員が減った時(継続退職)

Aの場合 「施設負担金累計額」 > 「前期末退職給与引当金」

- ①施設負担金累計額 150円
- ②前期末退職給与引当金 100円(前期末時点で負債計上している引当金額)

Bの場合 「施設負担金累計額」 < 「前期末退職給与引当金」

- ①施設負担金累計額 200円
- ②前期末退職給与引当金 250円(前期末時点で負債計上している引当金額)

以下上段A, 下段Bの場合

(引当金の振替)

A	<p style="text-align: center;">【B/S】負債の部 大区分ー固定負債 (借方) 退職給付引当金 100円</p> <p style="text-align: center;">【P/L】特別増減の部(費用) 大区分ーその他の特別損失 (借方) その他の特別損失 50円</p>	<p style="text-align: center;">【B/S】資産の部 大区分・中区分ーその他の固定資産・退職給付引当資産 (貸方) 退職共済預け金 150円</p>
B	<p style="text-align: center;">【B/S】負債の部 大区分ー固定負債 (借方) 退職給付引当金 250円</p>	<p style="text-align: center;">【B/S】資産の部 大区分・中区分ーその他の固定資産・退職給付引当資産 (貸方) 退職共済預け金 200円</p> <p style="text-align: center;">【P/L】特別増減の部(収益) 大区分ーその他の特別収益 (貸方) その他の特別収益 50円</p>

⑧ 施設間異動で、加入職員が増えた時(継続加入)

Aの場合 「施設負担金累計額」 > 「前期末退職給与引当金」

- ①施設負担金累計額 150円
- ②前期末退職給与引当金 100円(前期末時点で負債計上している引当金額)

Bの場合 「施設負担金累計額」 < 「前期末退職給与引当金」

- ①施設負担金累計額 200円
- ②前期末退職給与引当金 250円(前期末時点で負債計上している引当金額)

(引当金の振替)

A	<p style="text-align: center;">【B/S】資産の部 大区分・中区分ーその他の固定資産・退職給付引当資産 (借方) 退職共済預け金 150円</p>	<p style="text-align: center;">【B/S】負債の部 大区分ー固定負債 (貸方) 退職給付引当金 100円</p> <p style="text-align: center;">【P/L】特別増減の部(収益) 大区分ーその他の特別収益 (貸方) その他の特別収益 50円</p>
B	<p style="text-align: center;">【B/S】資産の部 大区分・中区分ーその他の固定資産・退職給付引当資産 (借方) 退職共済預け金 200円</p> <p style="text-align: center;">【P/L】特別増減の部(費用) 大区分ーその他の特別損失 (借方) その他の特別損失 50円</p>	<p style="text-align: center;">【B/S】負債の部 大区分ー固定負債 (貸方) 退職給付引当金 250円</p>

⑨ 引当金の計上（期末処理）

施設負担金支払において費用の認識がなされていないため、退職給付債務の当期発生額を費用に計上するとともに、退職給与引当金として計上します。

【P/L】サービス活動増減の部(費用) 大区分－人件費 (借方) 退職給付費用 2,700円	【B/S】負債の部 大区分－固定負債 (貸方) 退職給付引当金 2,700円
---	---